
|| 直言 ||

「守り」の論理と「攻め」の論理 －総合審議会諮問をめぐって－

去る8月8日、全国農業協同組合中央会は、次期通常国会等に向けて「自己改革」検討を行うとして、総合審議会を設置するとともに諮問を行った。諮問事項は、「農業生産の拡大、農業者の所得増大、地域の活性化に向けたJAの事業・組織のあり方について」と、「農協法上の中央会制度の新農政の実現に向けた新たな制度のあり方について」の2つから成る。今後、早急な検討が求められる法改正に関わる事項を中心に検討をすすめ、さらに来年秋の第27回JA全国大会議案等に反映するという。

「自己改革」とはいえ、今回の諮問が規制改革会議での農業・農協改革答申、農林水産業・地域の活力創造プランへの対応であることは間違いない。残念ながら、外部から迫られた「自己改革」である。しかも改革を迫る相手側は、TPP反対運動に神経をとがらすいささか強権的な性格が色濃い「官邸」であり、農協改革で懸案事項に決着を付けてポイントを稼ぎたい農水省であり、「規制緩和」でビジネスチャンスを狙う財界と一部の「有識者」たちである。さらに、規制改革会議答申には多くの項目について、方向性が示されていて、外堀を埋められた状態での検討にならざるを得ないようだ。何とも厳しい状況での総審諮問である。

だが、厳しい状況だからこそ、「守り」だけでなく「攻め」を意識した対応が必要である。規制改革会議などでのJA批判の背景には、日本農業をだめにしたのはJAだ、JAは意欲ある農業者の成長を邪魔している、などといったマスコミなどによる世論づくりがある。組織擁護の姿勢だけでは、おそらくいっそうの反発を招くだけであろう。大事なことは、組合員が納得し、共感する本来の「自己改革」という攻めの姿勢を同時に持つことであろう。農業者を中心とする組合員の支持を取り付けられるような積極的な改革案、ひいてはそれが国民の共感を得られるものになれば、十分に「闘える」のではないか。

そういう視点で見たときに、総審の諮問文書には示唆的な表現がある。一つは「新農政の実現に向けた」の表現、もう一つは「将来目指すべき協同組合としてのJA」の表現である。

滋賀県立大学環境科学部 教授

増田 佳 昭

(本センター参与)



「新農政」といえば、JAグループは平成25年6月に、「平成26年度以降の新農政」に対して「活力ある農業・地域づくりに向けて」と題する提言を決定している。内容は、(1)農業・農村の価値創出政策の展開、(2)食料安全保障を実現・強化する政策の展開、(3)所得増大、自給率・自給率向上に向けた品目別対策、の3つが柱だった。アベノミクス政策下での新たな経済状況の下で、農政への要請事項とJAの対応すべき内容を盛り込んだものである。「コスト削減競争からの脱却」や「正当な価格での所得向上」、「日本型直接支払」などを中心に、品目別要求も盛り込んでいる。内容に不十分な点も多々見受けられるが、農業者組合員のニーズと要求を踏まえた「攻め」の内容であった。

今回の改革論議にあたっては、少なくとも、組合員農業者がJAに対してどのようなニーズを持ち、農業政策に対してどのような期待を持っているのかを踏まえて、本来の「自己改革」案を検討すべきだと思う。そのためには当然、現在の農協の営農活動と事業に組合員がどのような評価を下しているのかの検証が必要である。今回の「自己改革」が「外圧」によるものだとしても、自己点検、本来の自己改革は避けて通れない課題である。前向きに改革に取り組んだらどうだろうか。

また、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」は第26回JA全国大会でのJAの自己定義である。これもまた、農業と農業者だけのためのJAでなく地域社会のためのJAであることを宣言するものである。これを「将来目指すべき協同組合としてのJAのあり方」として検討することは、明らかに「攻め」の内容である。農業基本法が食糧・農業・農村基本法に改められたのに対して、農協法の改革がむしろ立ち遅れてきたのである。JAは地域社会で何ができてきたのか、それを地域の人たちはどのように評価しているのか、さらにどのようなニーズがあって何をどう取り組むべきかをこの際明確にすべきであろう。

外圧による「改革」ではあるが、守るべきものはしっかりと守りつつ、組合員と地域に依拠しながら攻める部分はおおいに攻めるべきではないだろうか。